

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

| | | |
|-----------------------------------|---|------------------|
| 制 度 名 | 保険会社等の異常危険準備金の延長 | |
| 税 目 | 法人税（租税特別措置法第 57 条の 5、68 条の 55、同法施行令第 33 条の 5、39 条の 83） | |
| 要 望 の 内 容 | <p>火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について次のとおり縮減し、その適用期間を 2 年間延長する。</p> <p>特例措置（施行令第 33 条の 5 第 19 項）として認められている損金算入可能な金額について、現行は正味収入共済掛金の 5 / 100 であるところ、4 / 100（本則の規定に基づき損金算入可能な金額を含む。）とすること。</p> | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | 減収見込額 | - (3 8 百万円) |
| | <p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合は、大企業に比べて、経済的に不利な立場にある中小企業者が相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による専門用資産等の経済的損失を補填しようとするものであり、契約者たる中小企業者を保護する必要があることから、共済金の円滑な支払いが特に要請されている。</p> <p>契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>火災共済協同組合は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による損害を補填する事を目的としており、契約者たる中小企業者への共済金の円滑な支払いが要請されている。</p> <p>しかしながら、火災共済協同組合は、契約対象者が中小企業に限定されていること、事業地域が都道府県単位に限定されていること等から、損害保険会社に比べて、その経営基盤は脆弱であり、大規模災害に対して弱い体質にあるため、その強化が必要である。</p> <p>さらに、平成 13 年度の雪害、平成 11 年の台風 18 号、平成 16 年の台風 18 号、台風 23 号など、相次ぐ異常災害による甚大な被害により、その財務基盤の弱体化が危惧されている。</p> <p>このため、今後の新たな災害に備えるためにも、異常危険準備金として積立てた金額について、正味収入共済掛金の 4 / 100 まで損金算入できる措置を講じることで、効率的に異常危険準備金の積立てを確保していくことが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>大規模な自然災害が発生した場合には、財務基盤の脆弱な火災共済協同組合及びその連合会にとって共済金の支払いが困難となるおそれがあり、早期に十分な異常危険準備金を積立てることが必要である。</p> <p>火災共済協同組合は、共済事業を行う農協及び生協と比べても財務基盤は脆弱であり、自助努力で積立てるのも限界があるため、正味収入共済掛金の 4 / 100 まで損金算入を認めることで、異常危険準備金を取り崩す事態が発生しなければ、早期に必要な積立額を確保ができることから、本措置は妥当である。</p> | |

| | | |
|--|---------------------|---|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 政策評価体系における位置付け | 4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進 |
| | 政策の達成目標 | 中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る。 火災共済協同組合等が異常危険準備金を確実に積立てることにより、通常の危険率を超える損害に対応できる財務基盤を確保させる。 具体的には、異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成22年度から2年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。 |
| | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 他の支援措置との関係は無い。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 無し |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | - |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 政策の達成状況 | 準備金の積立残高の推移（過去5年分） 99億8,000万円（平成20年度） 96億8,800万円（平成19年度） 150億2,800万円（平成18年度） 147億3,300万円（平成17年度） 142億9,700万円（平成16年度） （出所：火災共済協同組合決算書等） 本税制措置の対象とならない準備金積立額を含む。 |
| | 租税特別措置の適用実績 | 直近事業年度損金算入額 2億8,400万円（平成20年度） 2億9,800万円（平成19年度） 4億1,800万円（平成18年度） 4億8,400万円（平成17年度） 3億2,500万円（平成16年度） （出所：火災共済協同組合決算書等） なお、本税制措置が必要となる火災共済協同組合及び連合会は2組合であり、平成20年度においては、その2組合とも特例措置を利用。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p> | <p>異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることが可能となっている。 平成19年度は、連合会の累積債務解消のため異常危険準備金を取り崩したことから、準備金の積立残高が大きく減少している。 現行の積立状況は、本特例措置を利用し積立を行っているものの、積立した異常危険準備金の累計額は、予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）を下回っており、引き続き必要な積立残高までの積立を促進する必要がある。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>火災共済事業の育成発展と中小企業の健全な発展を図ること。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>本特例措置を利用し積立を行っているものの、積立した異常危険準備金の累計額は、予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）を下回っており、引き続き必要な積立残高までの積立を促進する必要がある。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和36年度 制度適用 7/100、昭和53年度 6/100、昭和55年度 4.5/100、昭和57年度 4/100、昭和59年度 2.5/100、平成5年度 5/100（平成9年度まで）、平成10年度 5/100（平成12年度まで）、平成13年度 5/100（平成15年度まで）、平成15年度 5/100（平成18年度まで）、平成18年度 5/100（平成21年度まで）</p> |